

三朝町農業委員会委員等の能率給の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月15日

三朝町長

三朝町規則第12号

三朝町農業委員会委員等の能率給の支給に関する規則の一部を改正する規則

三朝町農業委員等の能率給の支給に関する規則（平成29年三朝町規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(能率給の支給)</p> <p>第2条 能率給は、委員等の農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付27経営第3278号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）<u>第3</u>に規定する活動（以下「最適化活動」という。）の実績に応じて支給する。</p> <p>(能率給の額等)</p> <p>第4条 委員等の報酬に係る条例別表の予算の範囲内で町長が定める能率給の額は、次の各号により算出した額（100円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた額）の合計額とする。</p> <p>(1) <u>(実施要綱第4の2(1)に基づき交付される当該年度の交付金の額) ÷ 2 × (当該年度における当該委員等の活動した月数) ÷ (当該年度における全ての委員等の活動した月数)</u></p> <p>(2) <u>(実施要綱第4の2(1)に基づき交付される当該年度の交付金の額) ÷ 2 × (当該年度における当該委員の最適化活動の日数) ÷ (当該年度における全ての委員等の最適化活動の合計日数)</u></p>	<p>(能率給の支給)</p> <p>第2条 能率給は、委員等の農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付27経営第3278号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）<u>第3の1(1)</u>に規定する活動の実績に応じて支給する。</p> <p>(能率給の額等)</p> <p>第4条 委員等の報酬に係る条例別表の予算の範囲内で町長が定める能率給の額は、次の各号により算出した額（<u>第1号及び第3号により算出した額に100円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた額、第2号により算出した額に1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てた額</u>）の合計額とする。</p> <p>(1) <u>(実施要綱第3の2(1)に基づき交付される当該年度の交付金の額から実施要綱別表に規定する委員報酬以外の区分に係る額を減じて得た額) × (当該年度における当該委員等の活動した月数) ÷ (当該年度における全ての委員等の活動した月数)</u></p> <p>(2) <u>(実施要綱第3の2(2)に基づき交付される当該年度の交付金の額から実施要綱別表に規定する委員報酬以外の区分に係る額を減じて得た額) ÷ 2 ÷ (委員等の数)</u></p>

<p>2 略</p>	<p>(3) $\frac{\{ (実施要綱第3の2(2)に基づき交付される当該年度の交付金の額から実施要綱別表に規定する委員報酬以外の区分に係る額を減じて得た額) - (前号の規定により算出した全ての委員等に係る合計額) \}}{\times (当該年度における当該委員等の活動した日数) \div (当該年度における全ての委員等の活動した日数)}$</p> <p>2 略</p>
------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三朝町農業委員会等の能率給の支給に関する規則の規定は、令和6年度に係る能率給の支給から適用する。